



優良事業者



4stars

山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度



許可番号01914001455号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山梨県韮崎市下祖母石2278番地  
 氏 名 高野産業株式会社  
 代表取締役 高野 実

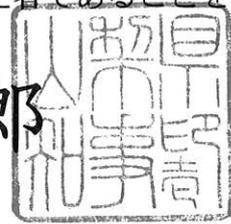
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事

長崎 幸太郎



許可の年月日 令和5年8月14日

許可の有効年月日 令和12年8月13日

## 1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん 以上16種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	有り

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地	山梨県韮崎市下祖母石2278番地1
面積	172.84㎡(屋内保管1)
産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん 以上16種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保管上限	140㎡

所在地	山梨県韮崎市下祖母石2278番地1
面積	54㎡(屋内保管2)
産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上16種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保管上限	44.08㎡

所在地	山梨県韮崎市下祖母石2278番地1
面積	10.9㎡(地下ピット1)
産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上16種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保管上限	22.8㎡
高さ	2.1m

所在地	山梨県韮崎市下祖母石2278番地1
面積	8.6㎡(地下ピット2)
産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上16種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保管上限	18㎡
高さ	2.1m

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成	元年	8月14日	新規許可
令和	5年	8月17日	許可の更新

5 積替え許可の有無

有

無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

無